

連携協定の有効期間の延長に関する合意書

信州大学工学部（以下「甲」という。）と新光電気工業株式会社（以下「乙」という。）は、2020年7月10日付けで締結した「信州大学工学部と新光電気工業株式会社との連携に関する協定書」（以下「原協定書」という。）に関し、次のとおり合意する。

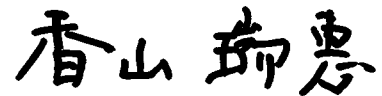
1. 原協定書 第4条（有効期間）を以下のとおり更新する。
この協定は、2020年7月10日から発効し、有効期間は9年間とする。
ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。
2. 本合意書にて更新された条項以外の原協定書の条項は、有効に存続する。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2026年7月9日

甲 長野県長野市若里四丁目17番1号
信州大学

工学部長



乙 長野県長野市小島田町80番地
新光電気工業株式会社

代表取締役社長

